

豊橋市北部地域広域交流エリア立地希望事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市北部地域広域交流エリア立地希望事業者登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、「豊橋新城スマートＩＣ（仮称）周辺土地利用計画」に示す広域交流エリア（以下「広域交流エリア」とする。）における立地事業（施設の整備又は維持管理、運営をいう。以下同じ。）への参画を希望又は検討する事業者を立地希望事業者として登録し、当該事業者間のネットワーク形成を促進することで、立地事業の推進に寄与することを目的とする。

2 本制度への登録の有無は、当該立地事業の事業者の選定に一切影響しないものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、立地希望事業者とは、国内に本社又は本店、支店、事業所等を有する法人であつて、広域交流エリアにおける立地事業への参画を希望又は検討する者をいう。

(登録の単位)

第4条 立地希望事業者の登録は、法人ごとに行うものとする。

(登録の申請等)

第5条 立地希望事業者の登録を受けようとする者は、市長が別に定める方法により、あらかじめ市長に対し登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた者を立地希望事業者として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行う場合において、その目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

4 立地希望事業者の登録の有効期間は、広域交流エリアにおける立地事業の事業者の決定までとする。

5 次に掲げる者は、立地希望事業者の登録を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 法令又は公序良俗に反する活動若しくはそのおそれがある活動を行う者
- (4) 特定の宗教を宣伝及び支持し、又は反対すると認められる者

(5) その他市長が適当でないと認めた者

(登録内容の変更又は廃止の届出)

第6条 登録を受けた立地希望事業者は、登録の内容を変更又は廃止しようとするときは、市長が別に定める方法により、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、立地希望事業者の登録を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定を満たさなくなったとき

(2) 第5条第5項各号のいずれかの規定に該当したとき

(3) その他市長が登録にふさわしくないと認めたとき

(取組内容)

第8条 市長は、本制度に登録した立地希望事業者に対し、次に掲げる取組を実施することとする。

(1) 市ホームページに事業者名及びホームページアドレスを掲載

(2) 広域交流エリアに関する情報提供

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。